

国立大学法人和歌山大学職員の懲戒の手続きに関する規程

制 定 平成30年3月19日

法人和歌山大学規程第2047号

最終改正 令和6年3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「教職員就業規則」という。）第45条の規定に基づき、その必要な手続きについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、役員以外の者で、国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）に雇用されているすべての者をいう。

2 この規程において「教員」とは、教職員就業規則第2条第2項に規定する者をいう。

3 この規程において「部局」とは、国立大学法人和歌山大学組織規則第15条に規定する「学部等」、同第16条に規定する「基幹、機構及び附属機関」及び同第17条に規定する「運営支援組織」並びに和歌山大学事務組織規程第4条に規定する「事務局に置く課」をいう。

(顛末の報告)

第3条 部局の長は、当該部局の職員に関し、懲戒に該当すると認められる事案が発生したときは、直ちに事実を調査し、当該事案に関する顛末を学長に速やかに報告しなければならない。ただし、懲戒に該当すると認められる事案について、法人が定める規則等により調査委員会等が設置され、学長に調査報告書等の提出があった場合はこの限りではない。

2 前項の顛末の報告（同項ただし書による報告等を除く。）は、次の事項について行うこととする。

- (1) 当事者の所属、職名、氏名及び職務の級
- (2) 事実の概要
- (3) 事実の詳細（発覚の原因、発覚後の措置、平素の管理運営状況等）
- (4) 事件についての警察署、検察庁等の調査状況
- (5) 当事者及び監督者に対して取ろうとする処置
- (6) その他参考事項

(懲戒の基準)

第4条 学長は、処分量定を定めるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意して、別に定める懲戒処分基準例を参考とするほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に判断して決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責及び職責と非違行為との関係
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、懲戒処分基準例に掲げる処分量定より重いものとすることがある。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極め

職員の懲戒の手続き規程

て重大であるとき。

- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。
- (3) 非違行為の法人内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき。
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、懲戒処分基準例に掲げる処分量定より軽いものとすることがある。

- (1) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

(懲戒の審査機関)

第5条 学長は、第3条第1項の報告又は同項ただし書きに規定する調査報告書等に基づき、懲戒に該当する非違行為があると思料するときは、懲戒審査委員会に、非違行為があると思料する職員（以下「審査対象職員」という。）に係る次条各号に掲げる事項についての審査を付託する。ただし、第15条の規定により、教育研究評議会（以下「評議会」という。）において審査すべき事案と思料するものについては、この限りでない。

2 学長は、前項の懲戒審査委員会に付託する事案が教員に係るものである場合は、当該教員に対して、評議会で審査しないことについて通知する。

(懲戒審査委員会の任務)

第6条 懲戒審査委員会は、前条第1項により学長から付託された事案について、公正・中立な立場で、次の各号に掲げる事項について審査し、その結果を学長に報告するものとする。

- (1) 懲戒事由に該当する事実の存否及び内容
- (2) 懲戒の種類及びその程度
- (3) その他懲戒を行う上で必要な事項

(懲戒審査委員会の構成)

第7条 懲戒審査委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) コンプライアンス担当の副学長又は学長補佐
- (4) 各学部長
- (5) 事務局長
- (6) 審査対象職員の所属、職種等を勘案して、委員長が必要と認めた者 若干名

2 前項第6号の委員は、学長が委嘱する。

3 懲戒審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 第1項の委員は、自らが審査対象職員となった場合（第1号及び第2号の委員を除く。）又は次の各号に該当する場合は、審査に参加することはできない。

- (1) 審査対象職員と親族関係にある者
- (2) 審査対象職員と利害関係がある者

5 委員長に事故があるとき又は委員長が前項に該当する場合は、あらかじめ委員長が指名

する者がその職務を代行する。

(懲戒審査委員会委員の任期)

第8条 前条第1項第6号に掲げる委員の任期は、事案の審査が終了するまでの期間とする。

(懲戒審査委員会の議事)

第9条 懲戒審査委員会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

2 懲戒審査委員会の議事は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。

(弁明の機会の付与)

第10条 懲戒審査委員会は、審査対象職員に審査説明書(別紙第1号様式)で通知し、弁明の機会を与えなければならない。

2 懲戒審査委員会は、審査対象職員が前項の審査説明書を受領した後5日以内(期間の末日が休日(国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程第9条第1項に定める休日をいう。以下同じ。)にあたる場合は、その翌日まで)に請求した場合には、当該職員に対し、口頭又は書面で弁明する機会を与えなければならない。ただし、審査対象職員が、弁明しない旨文書で申し出た場合若しくは退職を申し出た場合又は指定した日時に出席しなかった場合は、審査対象職員の弁明の機会は消滅する。

3 前2項に規定するもののほか、審査対象職員の弁明に関し必要な事項は、懲戒審査委員会が別に定める。

(参考人の意見聴取等)

第11条 懲戒審査委員会が必要と認める場合は、参考人を出席させて事情を聴取し、又は資料を提出させることがある。

(懲戒審査委員会の報告)

第12条 懲戒審査委員会は、審査説明書を策定したとき及び審査を終了したときは、速やかに学長に報告する。

(懲戒の決定)

第13条 学長は、懲戒の決定をするときは、懲戒審査委員会の審査・報告に基づき、役員会の議を経て行うものとする。

2 懲戒は、懲戒処分書(別紙第2号様式)を交付して行う。

3 懲戒処分書を交付する際は、懲戒する事由を記載した処分説明書(別紙第3号様式)を交付する。

4 懲戒の効力は、懲戒処分書を職員に交付したときに発生するものとする。ただし、懲戒処分書の交付を行う際、当該職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を裁判所の掲示板に掲示し、かつ掲示したことを官報に記載した後、2週間を経過したときに懲戒処分書の交付があったものとみなす。

(不服申立て)

第14条 懲戒を受けた職員は、その懲戒の種類及び内容等について不服がある場合には、学長に対し、1回に限り書面により不服を申し立てることができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあった場合は、懲戒審査委員会に再審査を付託するものとする。

3 懲戒審査委員会の再審査に当たっては、第11条及び第12条の規定を準用する。

4 学長は、懲戒審査委員会から再審査の結果に関する報告に基づき、不服申立ての内容に

職員の懲戒の手続き規程

ついて判断し、その結果を当該申立者に対し通知する。

- 5 第1項の不服申立てをする場合は、懲戒処分書の交付があった日の翌日から起算して2週間以内（期間の末日が休日にあたる場合は、その翌日まで）に行わなければならない。

（教員の教育研究に係る懲戒の決定）

第15条 教育研究など教員の職務遂行に関わる事由による教員の懲戒は、評議会の審査を経て、学長が決定する。

第16条 前条の規定における評議会の審査等は、学部長等の申出又は調査報告書等に基づき、学長が発議する。

- 2 評議会は、前条の審査を行うに当たっては、その者に対し審査説明書（別紙第1号様式）を交付しなければならない。

- 3 評議会は、審査を受ける者が前項の審査説明書を受領した後5日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならない。ただし、審査を受ける者が、陳述しない旨文書で申し出た場合又は退職を申し出た場合は、審査を受ける者の陳述の機会は消滅する。

- 4 評議会は、前条の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、又はその意見を徴することができる。

第17条 審査を受ける者が、前条第3項の規定により陳述を請求するには、書面（以下「陳述請求書」という。）によらなければならない。

- 2 陳述請求書は、正副各1通を提出しなければならない。

- 3 陳述請求書には、資料を添付することができる。

- 4 前条第3項ただし書きにより、陳述しない旨申し出る場合は、当該文書に署名押印のうえ提出するものとする。

第18条 陳述請求書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者がこれに署名押印しなければならない。

（1） 請求の事由

（2） 陳述の方法

（3） 第16条第4項に定める参考人の要否

- 2 前項第1号の請求の事由には、第16条の規定により交付された審査説明書に対する不服の事由を記載しなければならない。

- 3 第1項第2号の陳述の方法には、書面によるか口頭によるかを選択して記載しなければならない。

- 4 第16条第4項に定める参考人を要するときは、その理由、その陳述の要旨及びその氏名・住所・職業又は職名を記載しなければならない。

- 5 第1項に掲げる事項の記載を変更しようとするときは、変更請求書を提出しなければならない。変更請求書については、第1項から第4項までの規定を準用する。

第19条 書面で陳述をする場合には、請求者は、評議会が定める日までに陳述書を提出しなければならない。

- 2 前項の日と審査説明書を交付した日との間には、少なくとも25日を置かなければならない。

- 3 第1項の日は、少なくとも7日前に審査を受ける者に書面で通知しなければならない。

- 4 第1項に規定する期間を経過した場合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

- 5 病気その他やむを得ない理由で定められた日までに陳述書を提出することができない場合には、その理由を証明する書類を添付して、期日延期の申請を書面であらかじめ提出しなければならない。
 - 6 陳述書の補充訂正又は変更は、書面によらなければならない。
- 第20条 口頭で陳述をする場合には、請求者は、その要旨を書面で評議会が定める口頭陳述の日の5日前までに提出しなければならない。
- 2 口頭陳述の日については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
 - 3 前項の日に正当な理由なく出席せず、又は出席しても陳述をしない場合には、前条第4項の規定を準用する。
 - 4 病気その他やむを得ない理由で口頭陳述の日に出席することができない場合には、前条第5項の規定を準用する。
- 第21条 陳述の請求は、第19条第1項の規定により評議会が定める日又は前条第1項の規定により評議会が定める口頭陳述の日までにこれを取り下げることができる。
- 2 前項に規定する取下げは、書面によらなければならない。
- 第22条 評議会は、審査を行うに際し必要があると認めるときは、審査を受ける者の出席を求め、又はその意見を徴することができる。
- 第23条 国立大学法人和歌山大学教育研究評議会規程第6条第2項の規定にかかわらず、第15条に定める審査に係る陳述の機会を与える場合は、全評議員の半数以上の出席をもって評議会を開くことができるものとする。
- 第24条 評議会に、評議会において審査すべき懲戒事由に該当する非違行為を行った教員に対する懲戒量定案の策定及び審査説明書の作成のため、量定審査委員会を常置する。
- 2 量定審査委員会の委員長は、第7条に定める懲戒審査委員会の委員長をもって充てることとし、委員は、懲戒審査委員会の委員のうちの評議員である委員をもって充てるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、案件に応じて弁護士等の第三者を量定審査委員会の委員（以下「第三者委員」という。）に加えることができるものとする。
 - 4 委員長に事故があるときは、学長が指名する理事がその職務を代行する。
 - 5 委員の任期は、評議員としての任期と同一とし、第三者委員の任期は、当該案件が終結するまでの期間とする。
 - 6 量定審査委員会の委員が、非違行為の対象者となったとき、非違行為の対象者と親族関係にあるとき又は非違行為の対象者と利害関係にあると認められるときは、学長が指名する評議員がその職務を代行する。
 - 7 量定審査委員会は、第1項に規定する懲戒量定案の策定及び審査説明書の策定のための調査を行う場合において必要があると認めるときは、第16条第4項に定める参考人の出席を求め、又はその意見を徴することができる。
 - 8 第22条の規定は、量定審査委員会にこれを準用する。
 - 9 量定審査委員会は、審査を終了したときは、速やかに学長に報告する。
- 第25条 懲戒を受けた教員は、その懲戒の種類及び内容等について不服がある場合には、学長に対し、1回に限り書面により不服を申し立てることができる。
- 2 学長は、前項の不服申立てがあつた場合は、評議会に再審査を付託するものとする。
 - 3 評議会の再審査に当たっては、第24条の規定を準用する。

職員の懲戒の手続き規程

4 学長は、評議会から再審査の結果に関する報告に基づき、不服申立ての内容について判断し、その結果を当該申立者に対し通知する。

5 第1項の不服申立てをする場合は、懲戒処分書の交付があった日の翌日から起算して2週間以内（期間の末日が休日にあたる場合は、その翌日まで）に行わなければならない。

（委員会の権限）

第26条 懲戒審査委員会及び量定審査委員会（以下「委員会」という。）は、関係職員からの事情聴取及び事実調査に関し書類等の提出を求めることができる。この場合において、関係職員は、正当な理由がない限り、これを拒むことはできない。

（秘密保持義務）

第27条 委員会の委員及び関係職員は、事実調査の段階で知り得た秘密及び関係者の個人情報情報を他に漏らしてはならない。

（懲戒処分の公表）

第28条 職員の懲戒処分を行った場合、職員の服務規律に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的に、その事実は、公表する。

2 公表の基準は、別に定める。

（委員会の事務）

第29条 委員会の事務は、人事労務課において処理する。

（雑則）

第30条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年3月19日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2254号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2367号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和5年12月8日一部改正：法人和歌山大学規程第2698号）

この改正規程は、令和5年12月8日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2739号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

別紙第1号様式（第10条、第16条第2項関係）

審 査 説 明 書

(氏 名)	(所 属)
(職 名)	(職務の級)
(処分の種類)	(根拠条項)
(処分の理由)	
<p>上記の理由により懲戒処分に該当するものと認め、国立大学法人和歌山大学職員の懲戒の手続きに関する規程第5条（第15条）の規定により審査することに決定したので、同規程第10条第1項（第16条第2項）の規定によりこの審査説明書を交付する。</p> <p style="text-align: center;">懲戒審査委員会（教育研究に係る教員の案件の場合は「教育研究評議会」）</p>	
(決定日付) (元号) 年 月 日	(交付日付) (元号) 年 月 日
(注)	
<p>この審査説明書を受領した日の翌日から起算して5日以内に懲戒審査委員会（教育研究に係る教員の審査案件の場合は教育研究評議会）に対し、口頭又は書面で弁明（陳述）することを請求することができる。</p>	

懲戒処分書

(氏名)	(現職及び職務の級)
(処分の内容)	
(発令日付) (元号) 年 月 日	(交付日付) (元号) 年 月 日
任命権者 国立大学法人和歌山大学長 <div style="text-align: right;">印</div>	

別紙第3号様式（第13条第3項関係）

処 分 説 明 書

1. 処 分 者		
国立大学法人和歌山大学長		⑩
2. 被 処 分 者		
(所属)		(氏 名)
(職名)		(職務の級)
3. 処 分 の 内 容		
(処分発令日) (元号) 年 月 日	(処分効力発生日) (元号) 年 月 日	(処分説明書交付日) (元号) 年 月 日
(根拠条項)		(処分の種類)
処分の理由		

職員の懲戒の手続き規程

懲戒処分基準例

事 由		懲戒 解雇	諭旨 解雇	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1) 欠勤					
	イ 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた場合				●	●
	ロ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた場合			●	●	
	ハ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた場合	●	●	●		
	(2) 遅刻・早退 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合					●
	(3) 休暇の虚偽申請 病欠休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合				●	●
	(4) 勤務態度不良 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせた場合				●	●
	(5) 職場内秩序を乱す行為					
	イ 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合			●	●	
	ロ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合				●	●
	(6) 重大な経歴詐称をした場合	●	●	●		
	(7) 虚偽報告 事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合				●	●
	(8) 秘密漏えい					
	イ 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●	●		
	ロ 上記イの場合において自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	●				
	ハ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、業務の運営に重大な支障を生じさせた場合			●	●	●
	(9) 兼業の承認等を得る手続のけ怠 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合				●	●
	(10) 入札談合等に関与する行為 大学が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	●	●	●		
	(11) 個人の秘密情報の目的外収集 その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合				●	●
	(12) セクシャル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）を含む性暴力等					
イ 暴行若しくは脅迫を用い、又は修学、就労上の地位や人間関係等の優位性に基づく影響力を用いることにより、同意のない性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	●	●	●			
ロ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合			●	●		
ハ 上記ロの場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●	●			
ニ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合				●	●	

職員の懲戒の手続き規程

	(13) セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント						
	イ 修学、就労、教育及び研究（以下「修学・就労」という。）上の関係を持って、不適切な言動（あるいは意図的な無視）又は不当な拘束等を行い、修学・就労に関連する一定の不利益、損害若しくは支障（以下「不利益等」という。）を生じさせた場合又は不利益等を生じさせるおそれがあると認められる行為を行った場合				●	●	●
	ロ 上記イの場合においてその行為により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したとき	●	●	●			
	(14) 児童・生徒に対する体罰、わいせつ行為等						
	イ 体罰により児童・生徒に怪我を負わせその怪我が重傷の場合、体罰を常習的に行っていた場合、体罰の態様が特に悪質な場合	●	●	●			
	ロ 上記イ以外の体罰を行った場合				●	●	
	ハ 法律、条例等に違反する児童生徒性暴力等わいせつな行為をした場合	●					
	ニ 上記ハ以外のわいせつな行為をした場合	●	●	●	●	●	
	2 資金物品取扱い関係	(1) 横領 業務運営のための資金（以下「資金」という。）又は大学の所有にかかる物品（以下「物品」という。）を横領した場合	●				
		(2) 窃取 資金又は物品を窃取した場合	●				
(3) 詐取 人を欺いて資金又は物品を交付させた場合		●					
(4) 紛失 資金又は物品を紛失した場合						●	
(5) 盗難 重大な過失により資金又は物品の盗難に遭った場合						●	
(6) 物品損壊 故意に職場において物品を損壊した場合					●	●	
(7) 失火 過失により職場において物品の出火、爆発を引き起こした場合						●	
(8) 賃金の違反支払・不適正受給 故意に諸規則に違反して賃金を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして賃金を不正に受給した場合					●	●	
(9) 資金物品処理不適正 自己保管中の資金の流用等資金又は物品の不適正な処理をした場合					●	●	
(10) コンピュータの不適正使用 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、業務の運営に支障を生じさせた場合					●	●	
3 業務外非行関係	(1) 放火 放火をした場合	●					
	(2) 殺人 人を殺した場合	●					
	(3) 傷害 人の身体を傷害した場合			●	●		
	(4) 暴行・けんか 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合				●	●	
	(5) 器物損壊 故意に他人の物を損壊した場合				●	●	
	(6) 横領						
	イ 自己の占有する他人の物を横領した場合	●	●	●			
ロ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合				●	●		
(7) 窃盗・強盗							

職員の懲戒の手続き規程

	イ 他人の財物を窃取した場合	●	●	●			
	ロ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	●					
	(8) 詐欺・恐喝 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●	●			
	(9) 賭博						
	イ 賭博をした場合				●	●	
	ロ 常習として賭博をした場合			●			
	(10) 麻薬等の所持等 麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	●					
	(11) 酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合				●	●	
	(12) 淫行 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	●	●	●			
	(13) 痴漢行為 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした場合				●	●	
	(14) 盗撮行為 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合				●	●	
	4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係	(1) 飲酒運転					
		イ 酒酔い運転をした場合	●	●	●		
		ロ 上記イの場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合	●				
ハ 酒気帯び運転をした場合		●	●	●	●		
ニ 上記ハの場合において人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合		●	●	●			
ホ 上記ニの場合において事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合		●					
ヘ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた場合又は職員の飲酒を知らながら当該職員が運転する車両に同乗した場合		●	●	●	●	●	
		※ 飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮し決定					
(2) 飲酒運転以外での交通事故（人身事故を伴うもの）							
イ 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合		●	●	●	●		
ロ 上記イの場合において措置義務違反をした場合		●	●	●			
ハ 人に傷害を負わせた場合					●	●	
ニ 上記ハの場合において措置義務違反をした場合					●	●	
(3) 飲酒運転以外の交通法規違反							
イ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合				●	●		
ロ 上記イの場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした場合				●	●		
5 監督責任関係	(1) 指導監督不適正 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合				●	●	
	(2) 非行の隠ぺい、黙認 部下職員の非行行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合				●	●	

6	研究不正・研究費等不正関係	(1) 研究活動における不正行為							
		イ 研究成果の発表又は取りまとめの過程において、研究データ、調査データその他研究成果のねつ造、改ざん及び盗用並びにその行為の証拠隠滅又は立証妨害等を行った場合	●	●	●				
		ロ 上記イの行為を幫助し、又はその事実を隠ぺいし、若しくは黙認した場合	●	●	●	●	●		
		ハ その指導監督を受けるべき職員が上記イ又はロの行為をした場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたとき				●	●	●	
		(2) 研究費等の不正使用							
		イ 法令又は諸規則に違反して研究費等を使用した場合又は偽りその他の不正な手段により研究費等を受給した場合	●	●	●				
ロ 上記イの行為を幫助し、又はその事実を隠蔽し、若しくは黙認した場合	●	●	●	●	●				
ハ その指導監督を受けるべき職員が上記イ又はロの行為をした場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていたとき				●	●	●			
7	倫理規程違反関係	(1) 各種報告書等を提出しなかった場合							●
		(2) 虚偽の記載をした各種報告書等を提出した場合						●	●
		(3) 利害関係者から金品又は物品の贈与を受けた場合	●	●	●	●	●		
		(4) 利害関係者から不動産の贈与を受けた場合	●	●	●				
		(5) 利害関係者から金銭の貸付けを受けた場合						●	●
		(6) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品の貸付けを受けた場合						●	●
		(7) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で不動産の貸付けを受けた場合				●	●		
		(8) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けた場合	●	●	●	●	●		
		(9) 利害関係者から未公開株式を譲り受けた場合				●	●		
		(10) 利害関係者から供応接待（飲食物の提供に限る。）を受けた場合						●	●
		(11) 遊技又はゴルフをするために要する費用を利害関係者が負担して当該利益関係者と共に遊技又はゴルフをした場合						●	●
		(12) 海外旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利益関係者と共に海外旅行をした場合				●	●	●	
		(13) 国内旅行をするために要する費用を利害関係者が負担して当該利益関係者と共に国内旅行をした場合						●	●
		(14) 利害関係者と共に飲食した場合（(10)の場合を除く。）							●
		(15) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをした場合（(11)の場合を除く。）							●
		(16) 利害関係者と共に旅行をした場合（(12)及び(13)の場合を除く。）							●
		(17) 利害関係者に該当しない事業者等から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けた場合						●	●
		(18) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にその者の負担として支払わせた場合						●	●
		(19) 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にその者の負担として支払わせた場合	●	●	●	●	●		
		(20) 倫理監督者の承認を得ずに利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をした場合						●	●